

社保審－介護給付費分科会	
第200回 (R3. 3. 24)	参考資料 3－2

## 検討を要する住宅改修について

## ■検討の対象とする住宅改修（平成30年2月10日～令和2年10月31日までの受付）

提案件数 1件

### ①排水に関する工事

項目	提案の概要
(1) 住宅改修の項目 (設備、機器等を含む) <input type="checkbox"/> 手すりの取り付け <input type="checkbox"/> 引き戸等への扉の取替え <input type="checkbox"/> 段差の解消 <input type="checkbox"/> 洋式便器等への便器の取替え <input type="checkbox"/> 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床間は通路面の材料の変更 <input type="checkbox"/> 付帯工事 <input checked="" type="checkbox"/> その他	直接給排水で使用する場合の付帯工事 ※風呂や洗面台等からの分岐工事を含む  60,000～450,000円
(2) 概算工事費	
(3) 介護保険給付対象とすべき理由 1. 想定される利用者の状態像 <input type="checkbox"/> 要介護度 <input type="checkbox"/> 状態、症状等	要介護 1～5 (1)生活の一部に部分的介護が必要な状態。(2)入浴や頭や足洗浄を自由に出来なく、一部又は全介助が必要で、浴室等での入浴や各部位洗浄時に転倒リスクが高い状態。(3)足病や糖尿病の重症化予防が必要な症状で足浴や洗浄が必要な状態。(4)入浴の機会が少なく頭・足部の汚れ・かゆみ・匂い等の解消や汗疹・湿疹等のケアが出来ない状態。
2. 目的とする住宅改修の内容	居室やリビング、洗面台など生活環境に対応した場所に、洗浄器(頭・手・足洗浄)を設置もしくは配置するため。
3. 具体的な改修工事の内容	住宅内の給排水管に分岐接続することで可動式洗浄器として使用可能な本器により、入浴等が出来ない方の四肢洗浄、衛生保持をおこなえることから接続又は新設工事は支給対象とすべき。

### 【総合的評価】

○福祉用具で提案されている四肢用洗浄器において、配管工事を伴う場合は、住宅改修の対象として提案されたものであるが、利用効果に関するエビデンスが示されておらず、当該洗浄器は一般製品との差別化も困難であり、介護保険の住宅改修になじまない。

評価検討会結果（案）	<input type="checkbox"/> 可	( <input type="checkbox"/> 新規種目・種類 <input type="checkbox"/> 拡充・変更 )	<input type="checkbox"/> 評価検討の継続	■ 否
------------	----------------------------	---	----------------------------------	-----